平成２８年（フ）第４号
北海道新冠郡新冠町字朝日240番地
破産者　有限会社競優牧場
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
北海道浦河郡浦河町築地３丁目６番３号
破産者　有限会社日幸ライナー
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第８号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字妻の神51番地２
破産者　合資会社コンセプション
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１７号
山形県新庄市五日町字清水川1284番35号
破産者　有限会社清水
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第４７号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5352番地
破産者　有限会社三森工務店
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１１５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字光善寺142番地２
破産者　株式会社日本テクノ
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５３号
富山県小矢部市胡麻島160番地
破産者　株式会社エネックス
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２０７５号
大阪市西区北堀江１丁目22番11号
破産者　株式会社トゥルースハーツ
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２号
京都府福知山市今安278番地
破産者　新日本運送株式会社
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１９３７号
大阪府吹田市岸部北５丁目43番５―305号
破産者　星野　精嗣
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９９号
大阪市住吉区遠里小野４丁目３番12号
破産者　株式会社ミツワ電装社
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９０号
大阪市淀川区西中島３丁目１番12号
破産者　株式会社セイプラウド
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２号
大阪市大正区南恩加島５丁目７番７号
破産者　株式会社創正
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０７号
大阪市東住吉区田辺３丁目３番11号
破産者　有限会社インフィニティ
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８２号
大阪市北区天神橋８丁目４番２号
破産者　クワハラ印刷株式会社
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４７号
大阪市東淀川区豊里７丁目10番17―401号
破産者　株式会社プレシジヨン・デジタル
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００７号
大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東二丁179番地14
破産者　サンセイ技建株式会社
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目51番地の４
破産者　合同会社住野食品
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６９９号
（最後の住所）兵庫県尼崎市立花町４丁目16番12号　ハイツ中野Ｂ３
破産者　被相続人亡識名敏弘相続財産
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０４５号
東京都青梅市藤橋２丁目39番地の15
破産者　小峰　　章
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
東京都小平市学園東町１丁目23番３号
破産者　細野　真代
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３４８号
東京都府中市是政６丁目22番地の53ＤＲホームズ是政201
破産者　市村ひとみ
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６９号
金沢市並木町２番７号　パストラルハイム橋場503号
破産者　株式会社ティ・エフ・アール
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部